



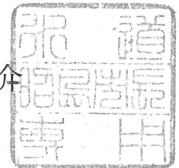
昭島市水道部告示第56号

市道昭島20号配水管布設替工事の入札について（公告）

市道昭島20号配水管布設替工事について制限付一般競争入札を行うため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告する。

令和 8年 9月 9日

昭島市長 白 井 伸 介



1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 業 種 給排水衛生工事又は水道施設工事
- (2) 工 事 名 市道昭島20号配水管布設替工事
- (3) 工事場所 昭島市松原町一丁目地内
- (4) 工事概要 別紙1のとおり
- (5) 工 期 契約締結の日から令和9年5月19日まで

2 入札参加資格要件

東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）において昭島市に登録があり、別表第1の入札参加資格要件に該当していること。ただし、共同企業体（JV）については、参加資格を有しないこととする。

3 欠格事項

以下の者は、入札に参加できない。

- (1) 電子調達サービスにおいて昭島市に登録がない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当する者
- (3) 昭島市指名競争入札参加有資格者指名停止基準（平成30年4月1日施行）に基づき、指名停止の措置を受けている者
- (4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成

11年法律第225号) 第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。ただし、市長が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。) の者

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条に該当する者、昭島市契約における暴力団等の排除対策措置要綱(平成23年4月1日実施)の措置要件に該当する者又は同要綱により参加停止の措置を受け、その措置が解除されていない者

4 総合評価落札方式に関する事項

(1) 評価

昭島市総合評価落札方式実施要綱(平成24年8月14日実施)に基づき、価格点、施行能力評価点及びその他の評価点を合計した総合評価点により評価を行うものとする。

(2) 入札の方法及び落札者の決定方法

入札は会場で行い、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

(3) 評価項目等

評価項目、書類提出日等の詳細については、別紙2及び別紙3のとおりとする。

(4) 注意事項

ア 総合評価落札方式における提出書類に不備等があり、点数が付けられないものについては、0点とする。

イ 提出締切日までに総合評価落札方式に関する書類の提出が無い場合は、失格とする。

5 申請期間

令和8年9月9日(水)から令和8年9月17日(木)正午まで

6 申請方法

- (1) 入札に参加を希望する者は次に定める必要書類を提出すること。

ア 制限付一般競争入札参加表明書(別紙6)

イ 建設業の許可について(通知)の写し

ウ 建設業許可申請書の別紙一、別紙二、別紙四の写し

エ 配置予定の技術者の資格者証、講習修了証等の写し。監理技術者資格者の場合は、監理技術者資格者証(表裏)の写し

※ 申込みのために提出された書類は返却しない。

※ 上記アの書類については、令和8年9月9日(水)に昭島市公式ホームページにおいて配布する。

(2) 提出方法

昭島市水道部業務課業務係（以下「業務係」という。）に郵送または配送すること。（令和８年９月17日（木）正午までに必着。）

7 入札参加資格の確認及び通知

入札参加資格審査の結果については、令和８年９月28日（月）にFAXで通知した後、同日原本を郵送にて通知する。

8 設計図書の貸し出し

設計図書の貸し出しは、令和８年９月28日（月）から10月５日（月）に業務係窓口において行う。

※ 設計図書を受け取る際は、あらかじめ業務係に電話をし、来庁日時の調整を必ず行うこと。

※ 貸し出した設計図書は、入札の日に返却すること。

9 設計図書等の質疑等

(1) 質問提出期限 令和８年10月５日（月）正午まで

(2) 質問回答日時 令和８年10月７日（水）午後５時まで

※ 質疑及び回答については、FAXで行うものとする。また、質疑については、後日原本を業務係に郵送で送付することとする。

10 入札の日時及び場所

(1) 日時 令和８年10月14日（水）午前10時00分

(2) 場所 昭島市水道部会議室棟２階 大会議室

11 入札条件

(1) 入札保証金は免除とする。

(2) 昭島市総合評価落札方式実施要綱に基づき基準価格を設定する。

12 予定価格及び基準価格の公表

予定価格及び基準価格は事後公表とする。

13 入開札の方法等

(1) 入札には入札者（委任を受けた入札代理人を含む。以下同じ。）が直接参加するものとし、郵送等による入札は認めない。

(2) 入札開始までに入札場所に出席できない者は、入札に参加することができない。

(3) 入札者が他の入札者の代理を兼ねることはできない。

(4) 入札場所に入場できる人数は、入札者ごとに２人以内とする。

(5) 入札回数は、２回までとする。

(6) 入札書には、件名、入札金額（消費税等相当額を含まない金額）、

会社名及び代表者の氏名（代理人登録を含む。）を記載し、代表者印（登録代理人印を含む。）を押印する。ただし、入札代理人が入札するときは、委任状を提出する。

（７） 開札は、入札書投かん後直ちに行う。

14 無効となる入札

- （１） 本件入札に参加する資格がない者がした入札
- （２） 入札者が郵送等により行った入札
- （３） 入札者が他の入札者の代理を兼ねて行った入札

15 失格となる入札

昭島市総合評価落札方式実施要綱に基づき価格点が０点を下回る金額をもって入札をした者は失格とする。

16 入札の中止

入札参加者がいなかった場合は、本件の入札は中止する。

17 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付又は昭島市契約事務規則（昭和40年昭島市規則第４号）第46条に規定する担保を必要とする。ただし、同規則第45条第２項第１号及び第２号に規定する保険契約又は保証契約を締結した場合は、免除とする。

18 工事代金の支払条件

- （１） 工事代金の支払は、契約の履行及び完了検査の終了後、請求のあった日から起算して40日以内に支払うものとする。
- （２） 契約締結後、公共工事の前払金保証事業会社の保証書（謄本を含む。）の提出があったときは、契約金額の40％を超えない範囲で３億円を限度として前払金を支払い、中間前金払については、契約金額の20％を超えない範囲で１億5,000万円を限度として支払うものとする。

19 特記事項

関係会社において２者以上申し込みがあった場合は、当該申込者は全て失格とする。

20 問い合わせ先

昭島市役所水道部業務課業務係

住 所 〒196-0025 昭島市朝日町四丁目23番28号

電 話 042-543-6111

F A X 042-543-6118

別表第 1

電子調達サービスにおいて昭島市に登録があり、以下の要件を満たしていること。

〔入札参加資格要件〕

登録されている業種	給排水衛生工事又は水道施設工事		
昭島市に登録する本店又は 営業所の所在地 (注1)	本店の所在地が昭島市（市内本店業者として認定され た者。） (A)		
	営業所の所在地が昭島市（市内営業所業者として認定 された者。） (B)		
	本店の所在地が昭島市（上記（A）に該当する者を除 く。）立川市、国分寺市、国立市、福生市、東大和 (C) 市、武蔵村山市（営業所の登録のある者は不可）		
昭島市に登録する本店又は 営業所の建設業許可 (注2)	管工事業又は水道施設工事業（一般又は特定）		
経 営 事 項 審 査 (管又は土木一式) (注3)	所在地	総合評点（P）	完成工事高 (2年又は3年平均)
	(A)	650以上1,100未満	8,000万円以上
	(B)	700以上1,100未満	2億円以上
	(C)	750以上1,100未満	
経営状況（自己資本） (注3)	(A)	4,000万円以上	
	(B) (C)	5,000万円以上	

注 1 昭島市と契約する事業所等の所在地が（A）、（B）、（C）のいずれかに該当すること。なお、所在地が「本店の所在地が昭島市（A）」及び「営業所の所在地が昭島市（B）」については、本件公告日において昭島市に登録後の営業年数が 1 年以上であり、昭島市市内本店業者及び市内営業所業者の認定基準に基づき、市内本店業者又は市内営業所業者として認定された者のみ該当するものとする。

注 2 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する建設業の許可（昭島市との契約に関し代理人を置く場合については、その代理人が所属する営業所等の許可）をいう。

注 3 経営事項審査（管又は土木一式）の総合評点、完成工事高（2 年又は 3 年平均）及び経営状況（自己資本）については、一般競争入札参加資格確認申請書受領日（土日祝の場合は翌開庁日）に、電子調達サービスに反映された情報にて審査を行う。